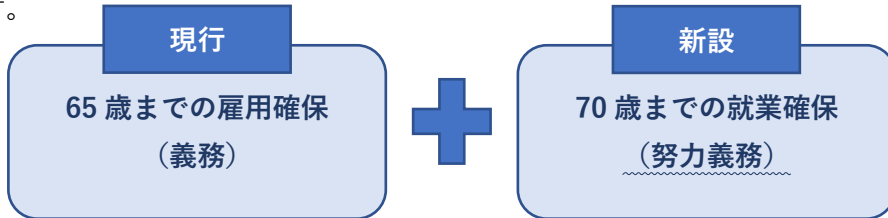


労務 ROAD

■70歳までの就業機会の確保 4月から努力義務へ

現在、高齢者雇用安定法では、原則65歳までの雇用確保が義務付けられていますが、改正により令和3年4月1日より新たに70歳までの就業確保が努力義務となります。



高齢者就業確保措置について

■対象となる事業主

- ・定年を65歳以上70歳未満に定めている事業主
- ・65歳までの継続雇用制度（70歳以上まで引き続き雇用する制度を除く。）を導入している事業主

■対象となる措置

※①～⑤のいずれかの措置（高齢者就業確保措置）を講じるよう努める必要があります。

- ①70歳までの定年引き上げ
- ②定年制の廃止
- ③70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入
※特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む
- ④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入
- ⑤70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入
 - a.事業主が自ら実施する社会貢献事業
 - b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業このうち、④および⑤については、過半数労働組合等の同意を得た上で、措置を導入する必要があります。

【厚生労働省より】

■所員紹介（杉島）



初めまして。杉島舞子と申します。前職では、プライベート会社にてマーケティングや総務・経理等の管理を行っておりました。第一線での営業職から、『お客様の為に一生懸命働くスタッフを支えるポジション』に異動し想像以上の遣り甲斐を感じ、この度、『そのポジション』の最高額である社労士事務所への転職を決意しました。今後は、企業様・従業員様のより良い就業環境を構築出来るよう全力で尽力していきたいと思っております。

仕事は真面目に取り組めますが、プライベートは全力で楽しむことがモットーです！夏は海・川、冬は温泉など毎週のように出かけています。（西日本の観光地はほぼ制覇してしまいました…）美味しいもの、美味しいお酒にも目がないので、素敵なお店や観光地などおススメを教えてください！



VOL.727
(2012—3)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 船場ISビル5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
H P: <https://k-s-j.net/>
編集担当：福住・木下・黒瀬

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

今年度のふるさと納税の申請時期も、残り2週間となりましたね。

私は、寄付金の残り分で、祖父母宅に箱みかんを贈りました。地元北海道へも送料無料で送れますし、ギフト包装をしてくれる自治体もありますので、身内への贈り物に便利で良いなと思いました。まだふるさと納税制度を利用されていない方はぜひ！（徳光）

12月 労務スケジュール

・賞与支払届の提出（賞与支払日から5日以内）